

保育士資格の取得に関する規則

1. **目的** この規則は、玉川大学学則第11条第5項により保育士の資格を取得する場合に必要な事項について定める。
2. **受講の条件** 保育士資格を取得するためには以下に定める条件を満たす必要がある。(1)教育学部乳幼児発達学科に在籍していること(2)第1、または第2セメスターに実施するガイダンスに出席していること。(3)教育学部が定める各種資格の登録に関する規定に示された条件を満たしている者。なお、各種資格の登録に関する規定については学生要覧による。(4)「保育実習受講届」を決められた期日までに提出し許可を受けた者。なお、提出期日は、ガイダンスで通知する。(5)決められた期日までに受講料を納入していること。(6)上記の条件を満たしていても、以下に該当する場合は、受講を許可しない。①保育士になる意志のない者。②学力不足、適性等からみて、保育士としての資質に問題があると認められる者。
3. **受講継続の条件** 保育士資格の取得の継続については、教育学部が定める各種資格の登録に関する規定に示された継続条件を満たさなければならない。各種資格の登録に関する規定については、学生要覧による。
4. **受講取消・中止** (1)保育士資格の受講を取消すには、「保育実習受講取消届」に学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。(2)以下に該当した学生は、保育士資格付与の対象外とする。①各種資格の登録に関する規定に示された条件に抵触した者。②保育士としての資質に問題があると認められる者。ならびに保育士資格履修にあたり望ましくな

い行為があった者。③保育士になる意志のない者。なお、これらの事由により保育士資格の受講を中止された場合も、「保育実習取消届」に学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。

5. **履修科目** (1)保育士資格の取得に必要な児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める科目に関する本学での履修方法および単位については、学生要覧による。(2)保育士資格を取得しようとする者は、必要な科目を自らの責任において履修登録期間に登録しなければならない。(3)保育実習については、「保育実習受講規則」に定める。
6. **保育士資格の申請と交付** (1)保育士資格に必要なすべての要件を満たした者は、教授会ならびに大学部長会の議を経て、保育士資格授与に関する申請ができる。(2)保育士資格の申請は大学が行なう一括申請による。一括申請については、一括申請ガイダンスに出席し所定の手続きをとることとする。なお、ガイダンス日程については掲示等で通知する。
7. **保育士証の交付** 保育士証の交付については、各都道府県が審査、決済し、保育士となる資格を有すると認められたときは、都道府県知事が保育士証を交付する。
8. **事務主幹** 保育士資格に関する事務は、教師教育リサーチセンター及び授業運営課において行う。
9. **規則の改定** この規則の改定については、教育学部と教職課程委員会で審議し決定する。

付・保育実習の履修について

1. **目的** この規則は、本学で保育士資格を取得しようとする学生が、児童福祉法施行規則の定めにより、保育実習を行なう場合に必要事項について定める。
2. **保育実習** (1)保育実習は、「保育実習に関する事前指導」、「現場における保育実習（以下「本実習」という）」および「保育実習に関する事後指導」に分けられ、これらすべてを履修しなければならない。(2)保育実習は、3年次（第5セメスター）に保育実習指導Ⅰ、4年次（第7セメスター）に保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲを受講しなければならない。(3)保育実習Ⅰは必修科目とし、必ず修得しなければならない。保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲは、選択必修科目とし、どちらか一方を修得し、かつ保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲを受講しなければならない。(4)保育実習の単位数については、児童福祉法施行規則に則り、本学学則に定められた時間数とする。
3. **受講条件** 本実習を行なう者（以下「実習生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。(1)保育士資格の取得許可を受けている者。(2)指定された期日に健康診断等を受け、伝染のおそれのある疾病がないと認められた者。(3)正常な保育活動を妨げるおそれのない者。(4)保育実習に関するガイダンス及び保育実習指導Ⅰ～Ⅲの単位を修得し、所定の手続きを行なった者。なお、ガイダンス日程は、掲示等により連絡する。(5)「保育実習受講届」を決められた期日までに提出し許可を受けた者。なお、提出期日はガイダンスで通知する。(6)指定された期日までに受講料を全額納入している者。
4. **本実習の時期および期間** (1)本実習の時期はそれぞれ次のとおりとする。①保育実習Ⅰ…第5セメスターおよび第6セメスター ②保育実習Ⅱ…第7セメスター ③保育実習Ⅲ…第7セメスター (2)本実習について、実施する施設、修得すべき単位数、履修すべき時間数等は「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（厚生労働省雇用均等児童家庭局通知）に基づき、別に定める。また、その期間等は、直前指導時に通知する。
5. **欠席** (1)欠席は認められない。やむを得ない事由によ

り欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。(2)欠席した場合は、その不足時間数を補わなければならない。(3)欠席した場合は、「保育実習欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書）を添えて、欠席した日から1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。

6. **保育実習生の義務** 実習生は、以下のことに注意し現場での保育実習を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに保育実習を中止する。また、実習終了後であってもこのような事実があった場合には、その保育実習は無効とする場合がある。①実習生は、受入先の規則を守り、施設の目的を理解し、受入先の秩序を乱したり、児童、利用者の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。②実習生は、受入先の施設長・職員の指示に従わなければならない。③実習生は、保育士を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。④保育実習により知り得た児童、施設利用者のプライバシーに関する情報については、守秘義務がある。
7. **事後指導等** (1)実習終了後、事前指導で配布した「事後指導報告書」をただちに作成して保育実習指導担当教員の事後指導を受けなければならない。(2)実習生は、実習終了後決められた日時までに「保育実習日誌」（感想文を含む）を提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、保育実習の単位認定は行なわない。なお、提出先、締切日時は、直前指導時に指示する。
8. **辞退** 保育実習の辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、「保育実習辞退届」に学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。
9. **事務主幹** 保育実習に関する事務は、教師教育リサーチセンター及び授業運営課において行う。
10. **規則の改定** この規則の改定については、教育学部と教職課程委員会で審議し決定する。